

報 道 資 料

平成29年11月10日（金）
奈良県防災統括室 藤田主幹
奈良県農林部各担当
【農地・農業施設災害復旧事業】
農村振興課 長谷川主幹
菊田課長補佐
【林道災害復旧事業】
森林整備課 大谷主幹
【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】
農業経済課 谷口主幹

台風第21号による災害の激甚災害の指定見込みについて

台風第21号による災害について、激甚災害に指定される見込みとなった旨、内閣府（防災担当）より情報提供がありました。

激甚災害の指定による措置の概要は以下のとおりです。

<措置の概要>

【全国を対象とした本激として指定】

- ① 農地・農業用施設（水路、農道、ため池等）・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
（過去五ヶ年の補助率の平均82% → 嵩上げ後95%）
- ② 農林水産業共同利用施設（農業用倉庫、処理加工施設等）災害復旧事業費の補助の特例
（一般災害の補助率の平均20% → 特例後最高90%の補助率）
- ③ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（農地等の事業に適用）
県債を発行する事が可能、交付税措置がなされる。